

改正特定商取引法 [2022年6月1日施行] 対応
クーリング・オフ告知文記載例 (特定継続的役務提供契約書約款)

クーリング・オフについて

1. お客様が弊社と特定継続的役務提供契約をされ、本契約を定める事項を記載した契約書面を受領された日から起算して8日以内であれば、書面又は電磁的記録（電子メール等）により、入会金を含め契約を解除することができます。
2. 契約の解除は、お客様が契約を解除する旨を記載した書面又は電磁的記録による通知を弊社に発信した時から効力が発生します。
3. クレジットを利用し契約をされたお客様は、ただちにクレジット会社へ契約の解除を弊社に申し出た旨を連絡し、**割賦販売法に基づき別途書面による通知**をするものとします。
4. 契約の解除については、解約損料及び利用したサービスの対価は不要とし、弊社はお客様から受領した前払金を速やかに返還するものとします。なお、前払金を返還する際の費用は弊社の負担とします。
5. また、役務提供に付随して必要とされた関連商品についても契約の解除ができます。
商品の引き渡し既にある時は、その引き取りに要する費用は弊社の負担とします。
但し、関連商品（健康食品・栄養補助剤・化粧品・石鹸・浴用剤）については、使用し、又はその全部もしくは一部を消費した時（弊社がお客様に当該商品を使用させ、又はその全部もしくは一部を消費させた場合を除く）は、その限りではないこととします。
6. 契約の解除が弊社の責により妨害された場合は、経済産業省令で定められた契約の解除ができる旨を記載した書面の交付を受けた日から8日を経過するまでは、書面又は電磁的記録（電子メール等）により契約の解除ができます。

クーリング・オフ（契約解除）の文例 ▼

〇〇〇〇年〇月〇日、貴社（〇〇〇店）との間で締結した〇〇〇〇の役務契約について、
本約款の規定に基づき契約を解除します。

つきましては、私が貴社に支払った代金〇〇〇円を下記銀行口座に振込みしてください。

また、私が保管している商品につきましても引き取りをお願いします。

〇〇銀行 〇〇支店 普通預金口座 〇〇〇〇 口座名義人 〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇月〇日

契約者 住所 〇〇〇〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇〇〇〇〇

住所 〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇会社 代表者 〇〇〇〇 殿

※弊社メールアドレス：12345@6789.jp

もしくは↓

※弊社クーリング・オフ専用フォーム：http://123.456.789